

東北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務
公募型プロポーザル実施要領

東北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、業務を委託する事業者を選定するためのプロポーザルに関し、必要な事項を次のとおり定める。

1 業務名称

東北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

2 業務目的

東北町の温室効果ガス排出量に関する現状及び将来推計に必要な調査及び分析を行い、必要な対策や施策の検討、目標や指標の設定進捗管理体制の構築などを図り、平成25年度（2013年度）比、令和12年度（2030年度）の削減目標の達成と、令和32年（2050年）の脱炭素社会を実現することを目的とする、東北町の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するものである。

3 業務内容

東北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和8年1月9日まで

5 業務委託上限額

この業務委託に係る上限額は、9,306,984円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

7 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

（1）東北町が規定する入札参加資格を有すること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当しないこと。

- (3) 国及び青森県、東北町が行う指名競争入札に関する指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方公共団体等が発注する同種・類似の業務を受託し、完了した実績があること。
- (5) 東北町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）による排除措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (8) 本業務を履行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができるとともに、本業務を円滑かつ確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

8 スケジュール（予定）

項 目	日 程
プロポーザル公告	令和7年6月13日（金）
募集要項等の配布	令和7年6月13日（金）～ 令和7年6月27日（金）
質問書の提出期限	令和7年6月27日（金）
参加申込書提出期限	令和7年6月30日（月）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月 3日（木）
プレゼンテーション	令和7年7月 8日（火） 予定
審査結果の通知	令和7年7月11日（金） 予定
委託契約締結	令和7年7月中旬

9 公告等

- (1) 公告開始日
令和7年6月13日（金）
- (2) 公告方法
東北町公式ホームページへの掲載
URL <https://www.town.tohoku.lg.jp>
- (3) 募集要項等
配布期間：令和7年6月13日（金）～令和7年6月27日（金）

(土日・祝日を除く、午前 8 時 3 0 分～午後 5 時まで)

※なお、募集要項等については、東北町ホームページからダウンロードできる。

10 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 質問の受付期間

公告の開始日から令和 7 年 6 月 2 7 日 (金) 午後 5 時まで (必着)

(2) 提出方法

質問については、質問書 (様式 1) に質問内容を記載し、電子メールまたは F A X により、東北町役場保健衛生課へ提出すること。

なお、質問書の提出後は、確認のため、併せて電話による連絡確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問書の提出があったときは、参加申込書を提出している事業者に電子メールまたは F A X により回答する。

※質問のあった事業者名は公表しない。

11 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加申込する場合は、次のとおり行うものとする。

(1) 提出期限

令和 7 年 6 月 3 0 日 (月) 午後 5 時まで

(2) 提出方法

東北町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 策定業務公募型プロポーザル参加申込書 (様式 2) を東北町役場保健衛生課へ持参または郵送により提出すること。(提出期限までに保健衛生課必着)

12 企画提案書等の提出

(1) 提出書類等

①企画提案書 (様式 3) 正本 1 部、副本 7 部

東北町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 策定業務仕様書を参考に、提案者としての支援方法や独自提案等について記載すること。

企画提案書 (様式 3) 以外の提案様式は任意とするが、A 4 サイズ縦 (必要に応じて A 3 サイズ可)・左綴じで作成し、表紙・目次を含めて両面プリントすること。

②業務実績調書 (様式 4) 正本 1 部、副本 7 部

地方公共団体等が発注した同種・類似の業務を実施した実績について記載すること。

③業務工程表 (様式任意) 正本 1 部、副本 7 部

業務に係る実施スケジュールと業務実施体制、役割分担等が具体的

にわかるように提案すること。

④見積書（様式任意）正本 1 部、副本 7 部

積算根拠、内訳が分かるように記載すること。なお、契約候補者に選定されたときに、当該見積額を契約額として確約するものではない。

（２）提出期限

令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 5 時まで

（３）提出方法

企画提案書等の提出は、東北町役場保健衛生課へ持参または郵送により提出すること。（提出期限までに保健衛生課必着）

13 審査に関する事項

（１）審査方法及び審査基準

東北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領による。

（２）一次審査（企画提案者の選定）

①審査の手順

参加申込のあった者について、提出された企画提案書等を審査委員会において精査し、二次審査対象者（以下「企画提案者」という。）を選定する。

②選定結果

一次審査の選定結果は、すべての参加者に通知する。なお、選定結果等についての問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。

（３）二次審査（契約候補者の選定）

一次審査を通過した者に対して、既に提出された企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、各審査員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者（以下「候補者」という。）として選定し、次点の判定を判定をした者を次席者として選定する。

なお、評価点の合計が最も高い者が 2 者以上となった場合は、見積額が低いものを契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選により決定するものとする。

一次審査の時点において、参加者が 1 者の場合でも二次審査を実施し、最低基準点（満点の 6 割）以上の場合は、契約候補者として選定する。

①開催予定日：令和 7 年 7 月 8 日（火）予定

②開催場所：東北町町民文化センター（予定）

③プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書等に基づき、非公開でプレゼンテーション・ヒアリングを行う。

（ア）所要時間

準備

5 分程度

企画提案プレゼンテーション	20分以内
企画提案ヒアリング	10分程度
片付け	5分程度

(イ) 内容

企画提案書等の説明

(ウ) 出席者

3人以内とし、本業務に主担当として携わる技術者が行うものとする。

(エ) 使用機器等

パソコン等を使用する場合は、企画提案者が持参し、スクリーン及びプロジェクター、ケーブル等は町が準備する。

※パソコン等を使用する場合は、事前に連絡確認すること。

(エ) その他

プレゼンテーションで使用する書類は、審査のために提出された企画提案書等とする。追加資料等の提出は認められない。

二次審査の開催時間及び会場等の詳細は、あらためて企画提案者へ通知する。

(4) 選定結果

①選定結果は、後日、二次審査に参加した全ての企画提案者に書面で通知する。

②選定結果に関する問い合わせ及び意義申立ては、一切受け付けない。

(5) 候補者の決定及び契約の締結

①町から通知を受け決定された候補者は、契約の締結に向けて町と協議し、両者の合意により契約の締結を行うものとする。

②候補者は、契約に向け優先的に契約交渉を行うものであるため、企画提案された内容が契約内容となるものではなく、また、本業務に係る契約を保証するものではない。

14 契約等に関する事項

(1) 契約は、二次審査により選定された候補者と町において業務委託に係る協議を行い、その内容についての協議が整った時点で当該業務の詳細な仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の定める随意契約に基づき締結することを原則とする。

なお、契約にあたり、本業務の目的を達成するため、必要な範囲において候補者との協議により、業務等を追加、変更または削除することがある。これにより、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

(2) 失格その他の理由により候補者との契約が不可能となったときは、

二次審査において、次点となった企画提案者と順次協議を行うこととする。

15 失格要件

- (1) 参加資格の要件を満たしていないと判断した場合。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 参加申込書の提出後、提出期限内に企画提案書等を提出しなかった場合。
- (4) 業務委託上限額を超過して見積りを行った場合。
- (5) プレゼンテーションを欠席、または指定した時刻に遅刻した場合。
- (6) 本公募型プロポーザル実施要領における諸条件に違反した場合。
- (7) その他著しく信義に反する行為があった場合。

16 その他留意事項

- (1) 応募に係る費用等は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1 提案者につき 1 案とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正または変更は、認めない。
- (4) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- (5) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、事前に連絡のうえ、辞退届（様式 5）を提出すること。
- (6) 二次審査の結果（企画提案者、点数、順位）は公表する。ただし、最高点の評価により優先的に交渉を行う候補者及び次点の候補者以外の公表は行わないものとする。
- (7) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、東北町財務規則（平成 17 年 3 月 31 年規則第 51 号）等の関係法令の定めによるものとする。

17 担当課

〒039-2401 青森県上北郡東北町大字上野字上野191番地1

東北町保健衛生課 担当：中野渡

電 話：0176-56-2933（直通）

F A X：0176-56-3429

電子メール：hoken@town.tohoku.lg.jp

ホームページ：https://www.town.tohoku.lg.jp

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 6 月 1 3 日から施行し、令和 8 年 1 月 9 日までとする。